



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
有限会社はばたき	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の出納その他の事務	令和3年1月27日～2月26日
屋形地域協議会		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年3月26日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【有限会社はばたき】

(1) 施設名 中津市耶馬トピア（道の駅耶馬トピア）

(2) 所管部局・課 本耶馬溪支所地域振興課

(3) 施設の設置目的

豊かな自然を生かし、自然と調和した真に住みよい魅力ある地域づくりを目指し、農林業と観光資源を有機的に結び付け、特産品の製造・販売や体験型観光による地域の交流の促進及び観光情報発信を図ることを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設での飲食サービスに関する業務
- ②そば製粉加工業務及び物品販売業務
- ③観光・交流促進業務
- ④施設及び附属施設等の維持管理に関する業務

III. 事業費 61,880,185円（令和元年度）
うち指定管理料 2,369,400円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

（指摘事項）

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けないまま業務を行っていた。

所管課から早急に自主事業の承諾を受けるよう求める。

②事業報告書について、事業計画書に記載されている事業内容についての結果報告が一部記載されていなかった。

事業報告書には、事業計画書で計画した事業内容の取組状況や結果を記載するよう求める。

また、道caféは9月より事業を再委託しているため、利用者数や収支状況などの運営状況を報告させ事業報告書に記載するよう求める。

③そばの商品について、ふるさと納税や燦燦市場のサイトに掲載されているが、販売促進を図るため、耶馬トピアのホームページを活用したインターネット販売の提案を求める。

④売店のレジスターについて、キャッシュレスやクレジット決済に対応できていないため、対応の検討を求める。

⑤レストラン、売店、トイレの外国語表記について、トイレの一部が行われているだけであるため、外国語表記の対応の検討を求める。

⑥そばのガレットをレストランや道caféで提供する。または、そばのガレットのキッチンカーを誘致する。

そばのガレットの体験道場の開催や、そば粉のガレットミックスを製造販売するなど新商品の開発の検討を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の事業計画書を提出させ、承諾を行うことを求める。

②事業報告書について、事業計画書に記載されている事業内容についての結果報告が一部記載されていなかった。

事業報告書には、事業計画書で計画した事業内容の取組結果や道caféの運営状況を記載するよう指導し、事業報告書の確実な内容把握を求める。

③現在、施設の使用許可や利用料金について条例で定めていないが、今後、駐車場整備が完了し、茶屋が撤去された場合、出店やキッチンカーなどの利用が予想されるため、利用料金について条例整備の検討を求める。

④メイプル耶馬サイクリングロードに近く、サイクリングの立ち寄りスポットやサイクリングステーションとして活用されるよう検討を求める。

⑤今後、中津日田道路 青の洞門・羅漢寺 I Cの完成により、道の駅耶馬トピアのアクセスは向上し、利用客の増が見込まれる。引き続き指定管理者と連携を密にし、観光客を中洲のふれあいステーションに誘導する効果的な案内表示や施設利用者の満足度を高める取組みの検討を求める。

また、トイレについても、駐車場のトイレ数が少ないため、中洲のトイレに誘導する効果的な案内表示の検討を求める。

(要望事項)

⑥今後、中津日田道路 青の洞門・羅漢寺 I Cの完成により、本耶馬溪地域の観光客の増が見込まれる。

青の洞門・羅漢寺・西谷温泉・バルンバルンの森など、周辺の観光施設及び宿泊施設と連携した取組みの検討を望む。

選ばれる地方になるには、特色ある地域づくりが今後も欠かせない。

【屋形地域協議会】

(1) 施設名 中津市やかた地区交流拠点施設（やかた田舎の学校）

(2) 所管部局・課 本耶馬溪支所農林建設課

(3) 施設の設置目的

都市住民と地域住民が農業体験等を通して交流活動を行い、都市住民のやすらぎや憩いのある余暇活動に寄与するとともに、農業及び農村に対する理解を促進し、地域に活力を醸成させ、もって地域住民の文化と生活の向上を図ることを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設の管理運営に関する業務
- ②施設の使用許可及び利用料金の収納等に関する業務
- ③施設及び附属設備の維持管理に関する業務

III. 事業費 11,036,024円（令和元年度）
うち指定管理料 1,401,400円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

（指摘事項）

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めることになっているが、文書による承認がないまま業務を行っていた。

所管課から早急に利用料金の承認を受けるよう求める。

②自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けないまま業務を行っていた。

所管課から早急に自主事業の承諾を受けるよう求める。

③宿泊者名簿について、旅館業法施行規則等にて、宿泊者の氏名、住所、職業、年齢を記載すると定められているが、利用申請書に記載や添付を行っていたが、一部の記載がなかった。

新型コロナウイルス感染症対策として、感染者の追跡に必要であるため、旅館業法施行規則等に基づく宿泊者名簿への正確な作成を求める。

④施設利用時の検温、受付時の筆記具等の清拭消毒、アルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置するなど対応を求める。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、〇〇体験やキャンプなど、旅行の少人数化、短期化、自動車を利用した近距離の旅行が増えている。

施設利用者の増加を促すため、やかた地区交流拠点施設のホームページ開設の検討を求める。

また、旅行サイトに体験プランの掲載や、宿泊予約サイトに宿泊プランの登録をするなど検討を求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めることになっているが、文書による承認をしないまま業務を行っていた。

指定管理者へ早急に利用料金の承認を行うことを求める。

②自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の事業計画書を提出させ、承諾を行うことを求める。

③市のホームページにて、やかた田舎の学校の紹介がありますが、2018年3月より更新されておらず、平成30年の里山体験者の募集チラシが掲載されたままであった。

また、観光協会のホームページには、2018年のやかた田舎学校のブログにリンクが貼られていた。

ホームページが最新の情報となるよう修正を求める。

④やかた里山体験学校が高齢化と農繁期が重なり実施できなかったことやホームページの開設もできず業務活動に支障をきたしているため、スタッフの雇用を含めた経営改善に向け、引き続き協議や支援を求める。

(要望事項)

⑤今後、中津日田道路 青の洞門・羅漢寺 I C の完成により、本耶馬溪地域の観光客の増が見込まれる。

青の洞門・羅漢寺・西谷温泉・耶馬トピアなど、周辺の観光施設と連携した取組みの検討を望む。

選ばれる地方になるには、特色ある地域づくりが今後も欠かせない。